

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

|  |         |      |           |         |                         |         |
|--|---------|------|-----------|---------|-------------------------|---------|
|  |         |      | 資料番号      | 30      | 担当課                     | 消防防災安全課 |
| 法令名  | 高圧ガス保安法 | 根拠条項 | 58の30の3-2 | 許認可等の内容 | 指定保安検査機関の業務規程の認可 (変更許可) |         |
| <p>○高圧ガス保安法 (昭和26年6月7日法律第204号)<br/>(指定等)</p> <p><u>第58条の30の3</u> 第35条第1項第1号の指定は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分に従い、他人の求めに応じて保安検査を行おうとする者の申請により行う。</p> <p><u>2 第58条の19から第58条の24まで及び第58条の27から第58条の30までの規定は、指定保安検査機関に準用する。</u>この場合において、第58条の19、第58条の20、第58条の20の2及び第58条の30中「第20条第1項ただし書」とあるのは「第35条第1項第1号」と、第58条の20、<u>第58条の21から第58条の24まで、第58条の28及び第58条の30中「完成検査」とあるのは「保安検査」と、同条中「第20条第4項」とあるのは「第35条第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>[参考条文1]</p> <p>○高圧ガス保安法 (昭和26年6月7日法律第204号)<br/>(業務規定)</p> <p><u>第58条の23 指定完成検査機関は、完成検査の業務に関する規程 (以下「業務規程」という。) を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>[参考条文2]</p> <p>○高圧ガス保安法施行令 (平成9年2月19日政令第20号)<br/>(都道府県が処理する事務)</p> <p>第十八条 次に掲げる経済産業大臣の権限に属する事務であつて、その完成検査、輸入検査又は保安検査の業務を一の都道府県の区域内のみにおいて行う指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関に関するものは、当該区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。</p> <p>三 指定保安検査機関に関する法第三十五条第一項第一号、法第五十八条の三十の三第二項において準用する法第五十八条の二十二、第五十八条の二十三第一項及び第三項、第五十八条の二十四、第五十八条の二十七、第五十八条の二十九並びに第五十八条の三十、法第六十一条第二項、第六十二条第二項並びに第七十四条の二第一項第一号、第三号、第五号及び第五号の二に規定する事務</p> <p>[参考条文3]</p> <p>高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令 (平成9年3月24日通商産業省令第23号)</p> |         |      |           |         |                         |         |

(様式 5)

(変更)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

|  |         | 資料番号 | 30        | 担当課     | 消防防災安全課                |
|--|---------|------|-----------|---------|------------------------|
| 法令名  | 高圧ガス保安法 | 根拠条項 | 58の30の3-2 | 許認可等の内容 | 指定保安検査機関の業務規程の認可(変更許可) |
| 第32条(指定保安検査機関に係る業務規程の認可の申請等)<br>第33条(指定保安検査機関に係る業務規程の記載事項) |         |      |           |         |                        |